

Ⅰ 地域福祉計画（素案）

第1章 計画策定の背景と目的

第1節 計画策定の背景

本市は、「小金井しあわせプラン（第4次小金井市基本構想・後期基本計画）」（以下、「小金井しあわせプラン」といいます。）に掲げる施策の大綱「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の実現をめざし、福祉における制度の枠組みを超え、全ての市民の福祉と健康づくりに資する計画として、平成24年3月に小金井市保健福祉総合計画を策定しました。

小金井市保健福祉総合計画は「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「障害者計画・第3期障害福祉計画」、「第5期介護保険・高齢者保健福祉総合計画」の4計画を包括しており、計画期間は平成24年度から平成28年度までとなっています。

このうち「第3期障害福祉計画」、「第5期介護保険・高齢者保健福祉総合計画」の2計画は平成27年度に見直しを行い、計画最終年が平成29年度となりました。

そのため、保健福祉に関わる各分野の総合的な推進を目標として、「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「障害者計画」の計画期間を1年延伸し、小金井市保健福祉総合計画を全体的に見直しました。

小金井市保健福祉総合計画策定からの国の動きとして、保健福祉分野への影響が大きなものに、平成24年度に施行された「社会保障・税一体改革関連法案」があります。この社会保障・税一体改革のもと、持続可能な社会保障制度の構築や、全ての世代が相互に支え合う社会の実現に向け、保健福祉分野においても大きな制度改革が進められました。

地域福祉分野においては、安定した雇用の減少や、勤労世代の所得低下により、生活困窮に陥る人が増加したことを背景に、平成27年度から、自立支援策の強化を図る生活困窮者自立支援制度が開始されました。

また、平成28年度には、厚生労働省に地域共生社会実現本部が設置され、高齢者、障がいのある人、子どもなど全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

健康増進分野では、平成24年に「健康日本21（第二次）」が策定され、健康寿命の延伸や、各世代の状況に応じて健康増進活動を推進することとなりました。

障がい福祉分野では、平成25年に「障害者総合支援法」の制定、平成26年に「障害者権利条約」の批准、平成28年に「障害者差別解消法」が成立するなど、法制度の整備が進められ、大きな変化がありました。

高齢福祉分野においては、団塊の世代が75歳以上になる平成37年(2025年)に向け、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービス等の連携によって、高齢者が地域で自立した生活を続けることを支援する地域包括ケアの考え方が示されました。

各分野において福祉制度の改革が進められておりますが、改革の中では「地域での取組」や「地域での生活を継続すること」が重要な視点となっています。

第2節 計画の位置づけと目的

1 保健福祉総合計画及び地域福祉計画の位置づけについて

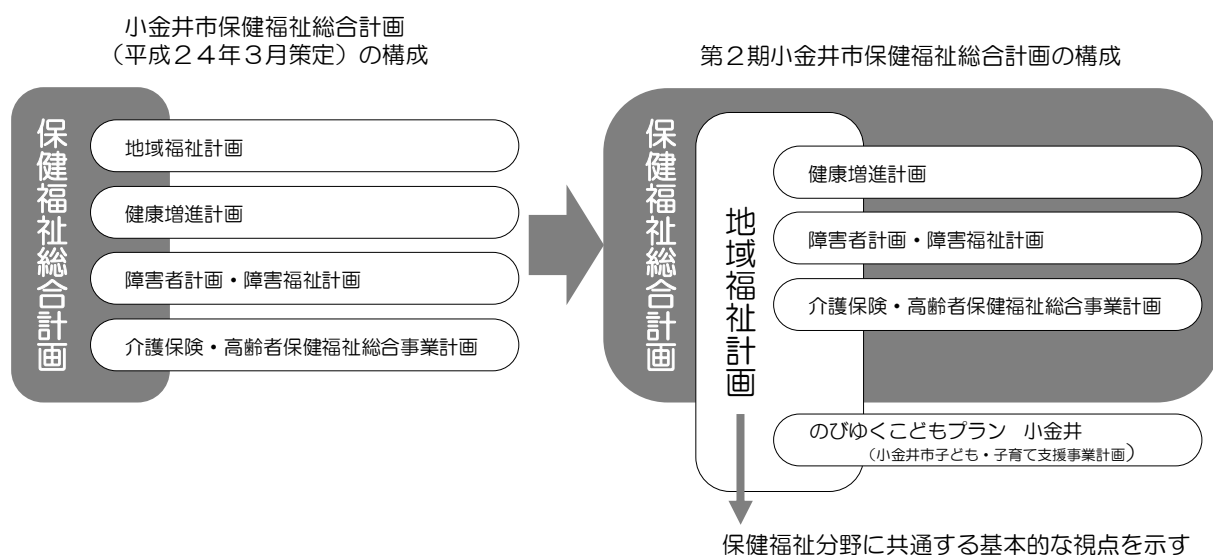
平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」として、地域福祉計画策定の根拠法令である社会福祉法を含む、福祉に係る法律が包括的に改正されました。

平成30年4月より施行となる改正後の社会福祉法では、地域福祉計画を、福祉に共通して取り組むべき事項を一体的に定める計画として位置づけることとされています。

本市が平成24年3月に策定した小金井市保健福祉総合計画では、保健福祉総合計画の下に、地域福祉計画とその他の3分野の計画が並列に位置づけられていますが、平成29年の社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す計画と位置づけます。

また、地域福祉計画は、本市の子どもと子育て家庭を支援するための施策を示す「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」における基本的な視点や理念を示す計画としても位置づけます。なお、「のびゆくこどもプラン 小金井」については、計画期間を平成31年度までとして策定しています。

「第2期小金井市保健福祉総合計画」の名称は、地域福祉計画、健康増進計画（第2次）、障害者計画・第5期障害福祉計画、第7期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画書の名称として位置付けます。



2 計画策定の目的

小金井市地域福祉計画（以下「本計画」といいます。）は、保健福祉分野の各計画を横断的につなぎ、市の保健福祉を推進する上で、共通する基本的な考え方を示めすために策定します。

○高齢化の進展と増える単身世帯

小金井市保健福祉総合計画が策定された平成24年度から、本市の人口は微増傾向となっており、平成29年10月の住民基本台帳人口で12万人を超えました。本市が平成28年3月にまとめた「小金井市人口ビジョン」によると、この人口増は、主に隣接市との転出・転入のうち、転入の超過によるものと考えられます。

一方、平成27年度国勢調査において、国勢調査開始以来はじめて、国の総人口が減少に転じたことが明らかになりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本市の人口も平成32年以降減少に転じる予測となっています。また高齢化率は上昇が続くため、働く世代は減少し、高齢者が増加する見込みです。

さらに、世帯人員も減少しており、国勢調査の結果では、核家族と単身世帯が世帯の8割以上を占める構成となっています。今後も、ひとりぐらし高齢者世帯や、高齢者のみ世帯がかつてない割合を占めることとなります。

○福祉課題の多様化、複雑化

人口減少の中で、少子高齢化や、核家族化、単身世帯の割合が増加していることにより、これまで家族が負担していた「セーフティネット機能」が縮小しています。家庭や地域が担ってきた福祉分野の支援の一部を社会的に代替するため、介護福祉サービスや障害福祉サービスなどの各種制度が整えられてきました。

しかしながら、少子高齢者、核家族化の進行と、非正規雇用者の割合の増加、経済的な困窮等の広まりという社会情勢を背景に、福祉ニーズは多様化、複雑化しています。例としては、介護と子育てに同時に直面する世帯、高齢化した親世代と障がいのある子世代や、就労していない子世代の世帯など、様々な困難を複合的に抱え、生活が困窮する例などが生じています。

福祉ニーズの多様化・複雑化に伴って、従来の公的な福祉サービスのみでは解決が難しい、複数の制度に内容がまたがる、また従来の制度では対象とならずに制度の狭間に落ちてしまう事や、自力では既存の福祉サービスにつながらず、孤立してしまうといった事態が懸念されます。

○地域活動の広がり

他方で、わが国におけるNPOやボランティア活動は、より一層の深化を見せており、地域においても、行政や民間事業者に加え、身近な地域を対象とするNPOやボランティア団体が福祉サービスの担い手として、活動を広げています。

本計画策定に先立ち、平成28年度に実施した地域福祉計画に関するアンケート調査結果では、気軽に参加できれば、地域で活動したいという意向を持つ市民もいます。また、団塊の世

代が高齢者となる時期を迎えていますが、社会経験や行動力を豊富に持った元気な高齢者が、地域での活動に参加することが予想され、地域福祉の担い手やボランティア活動の新たな担い手としての活躍も期待されています。

地域に存在する様々な主体が協働することにより、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる地域を作ること、住民や活動団体が参加し、地域の生活課題を共有し、解決策を検討し、地域で関わりを持てる仕組みづくりが地域福祉です。

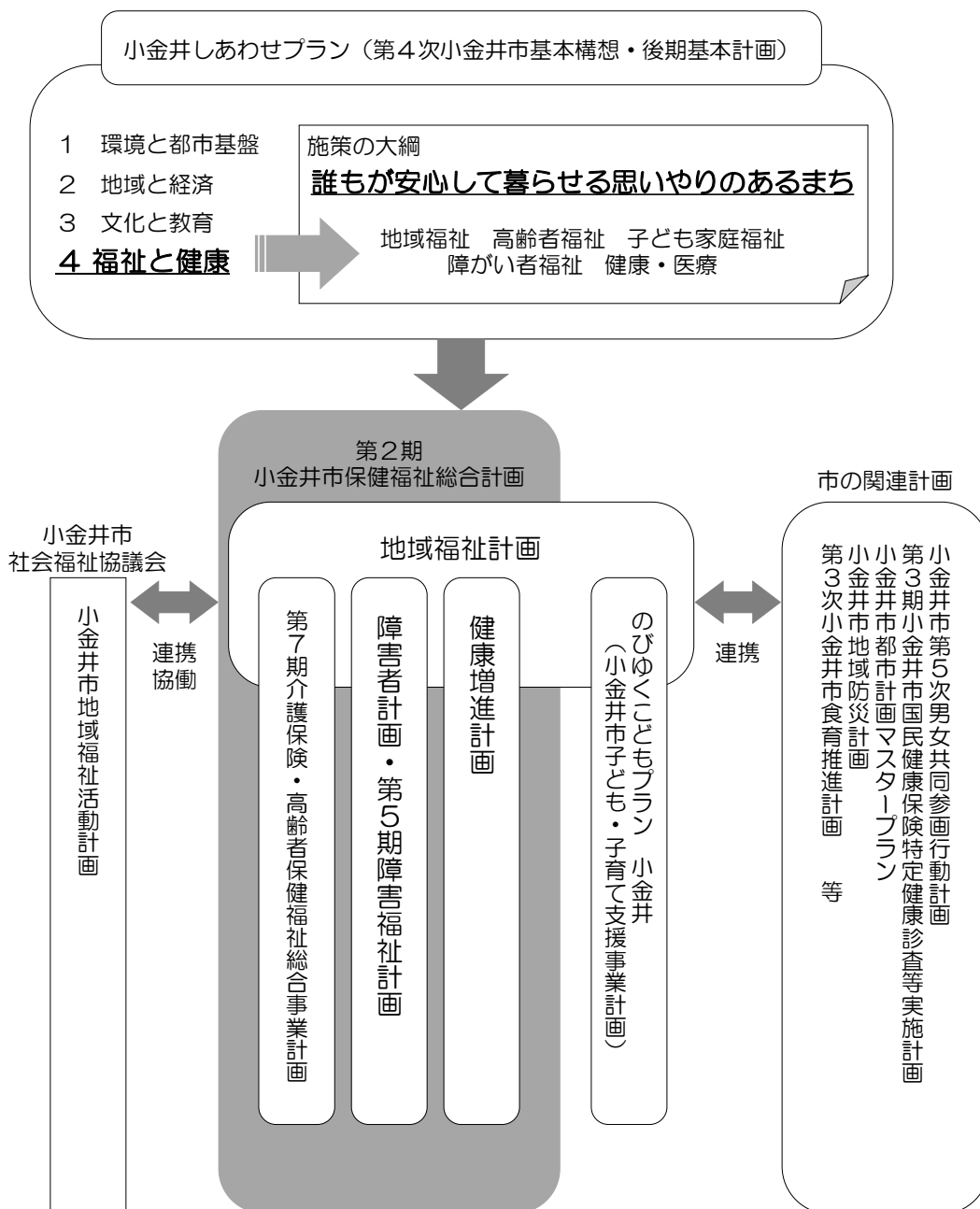
本計画では、福祉に関する住民の課題を対象とし、身近な地域において、市民と行政、活動団体、事業者等が協働、連携して解決していく仕組みづくりを進めていきます。

3 他の計画との関係

本計画は、「小金井しあわせプラン」に基づく計画であり、福祉と健康分野の施策の大綱「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」の理念を実現するため、保健福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画です。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進をめざします。

図表1 計画の位置づけ



4 計画策定の法的根拠

第2期保健福祉総合計画に包含される各計画策定の法的根拠は下記一覧のとおりです。

計画名	計画策定の根拠法
地域福祉計画	社会福祉法第107条
健康増進計画	健康増進法第8条第2項
障害者計画・障害福祉計画	障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条

社会福祉法第107条（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

改正社会福祉法第107条（抜粋）（平成30年4月1日施行予定）

（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 省略

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

5 計画策定体制

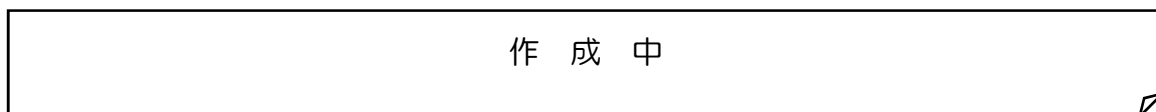
第2期保健福祉総合計画の策定にあたり、平成28年度より「小金井市保健福祉総合計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉関係者及び一般市民の方とともに、計画づくりを行いました。また、健康増進、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野については、それぞれに専門部会を設け、分野ごとの検討を進めました。

さらに、市民、市内の民間事業者、市民活動団体等を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。

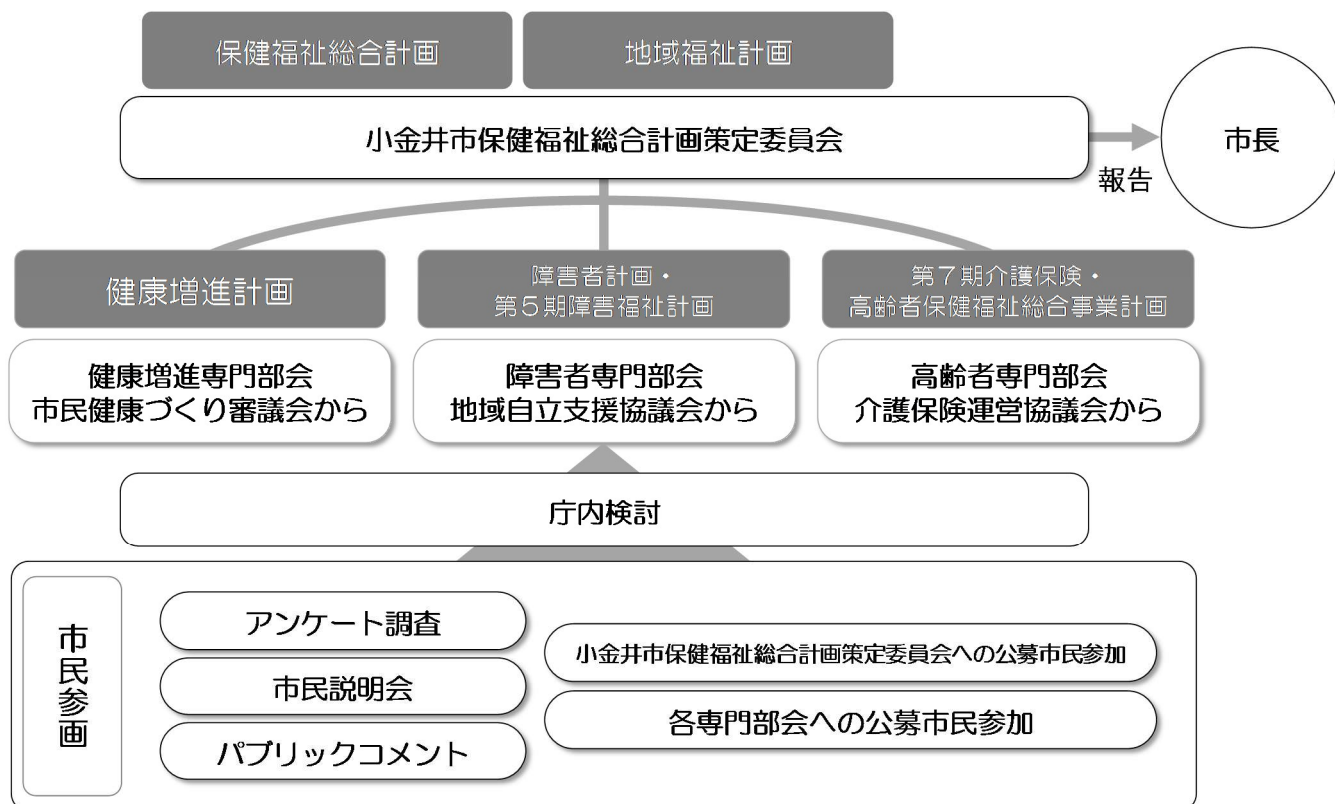
(1) 小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート調査について

市民の生活実態や地域の福祉に対する意識や意見を把握し、小金井市保健福祉総合計画を改定する際の基礎資料とすることを目的に、市民11,409名及び市内で活動する238の団体・事業者に対し、アンケート調査を実施しました。

(2) パブリックコメントの実施について



図表2 計画の策定体制



第3節 計画の期間

第2期小金井市保健福祉総合計画に包含する障害福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間は3年間と法的に定められています。第2期小金井市保健福祉総合計画に含まれる、保健福祉分野に共通する基本的な考え方を示す地域福祉計画、健康増進計画についても、障害福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間とずれが生じないように、平成30年度から35年度までの6年間で計画期間とします。

今後の6年間で、基本構想・基本計画の改定と数年の差が生じる期間が発生しますが、基本構想・基本計画が改定された時点で、第2期小金井市保健福祉総合計画の内容も再検討するなど、上位計画と齟齬（そご）が生じないように配慮します。

また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。

図表3 計画期間

計画名	年度 年	見直期間						見直期間					
		24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
基本計画		第4次前期				第4期後期				第5期前期			
保健福祉総合計画		5年					延伸	6年					
地域福祉計画		5年					延伸	6年					
健康増進計画		5年					延伸	6年					
障害者計画		5年					延伸	6年					
障害福祉計画		3年		3年		3年		3年		3年		3年	
介護保険・高齢者 保健福祉総合事業計画		3年		3年		3年		3年		3年		3年	

第2章 小金井市の現状と課題

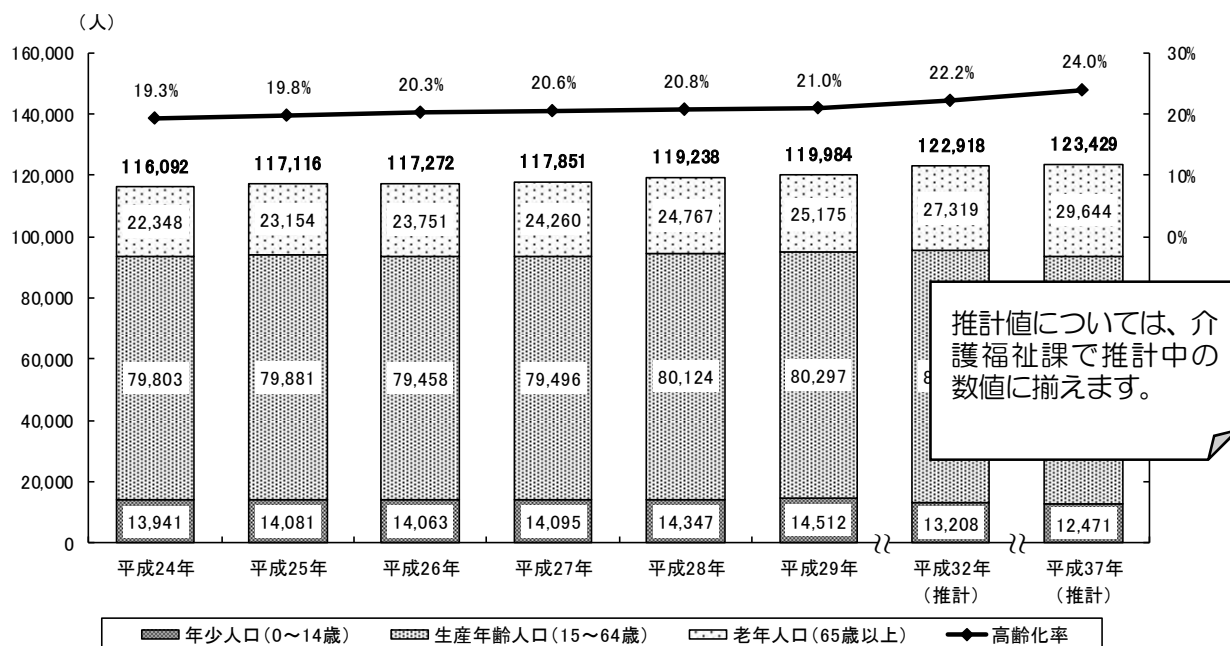
第1節 統計データ

(1) 人口・世帯

① 人口

小金井市の人口全体は微増となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上の老年人口が全体に占める割合（高齢化率）が増えており、平成26年に20%を超えています。人口推計においても、今後とも同じ基調となることが見込まれています。

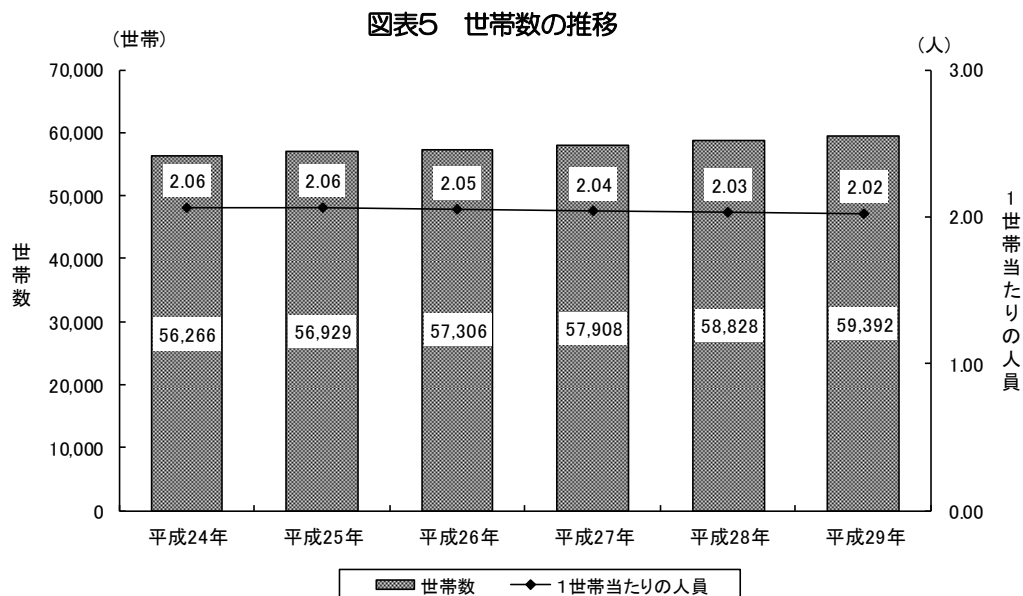
図表4 小金井市の年齢3区分別人口の現状と将来推計



資料：小金井市住民基本台帳（各年10月1日現在）
人口推計は厚生労働省「第7期将来推計用推計人口データ（小金井市）」

② 世帯数

1世帯当たりの世帯人員は微減しており、平成29年10月1日で2.02人となっています。

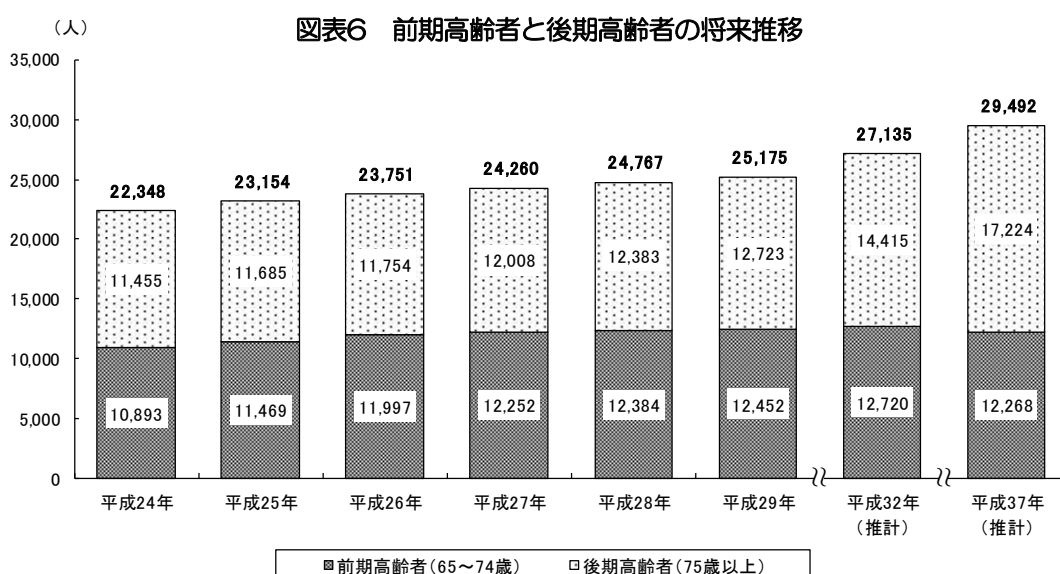


資料：小金井市「住民基本台帳」(各年10月1日)

(2) 高齢者

① 前期高齢者・後期高齢者

平成28年10月現在、前期高齢者と後期高齢者の数はほぼ同数となっており、今後は後期高齢者の割合が増加する見込みです。



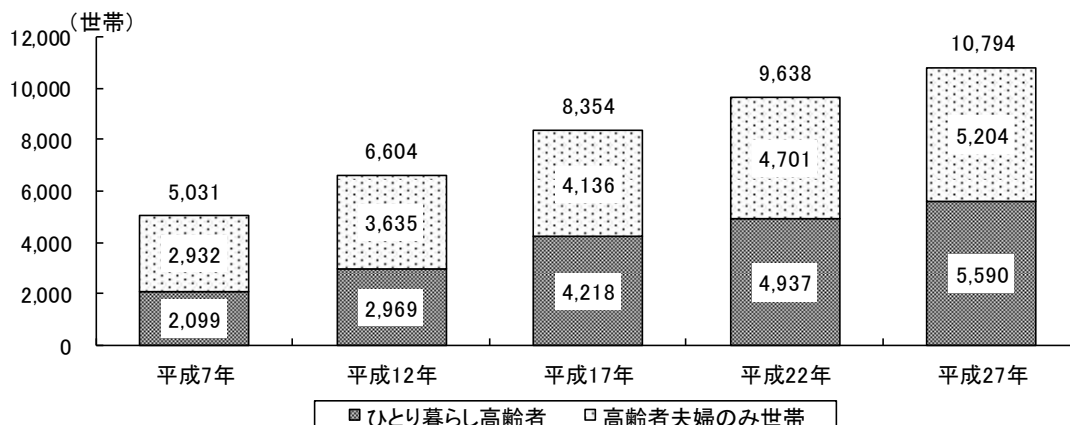
資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)

人口推計は厚生労働省「第7期将来推計用推計人口データ(小金井市)」

② 高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者世帯数及び高齢者夫婦のみ世帯数はともに増加傾向です。

図表7 ひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ世帯数



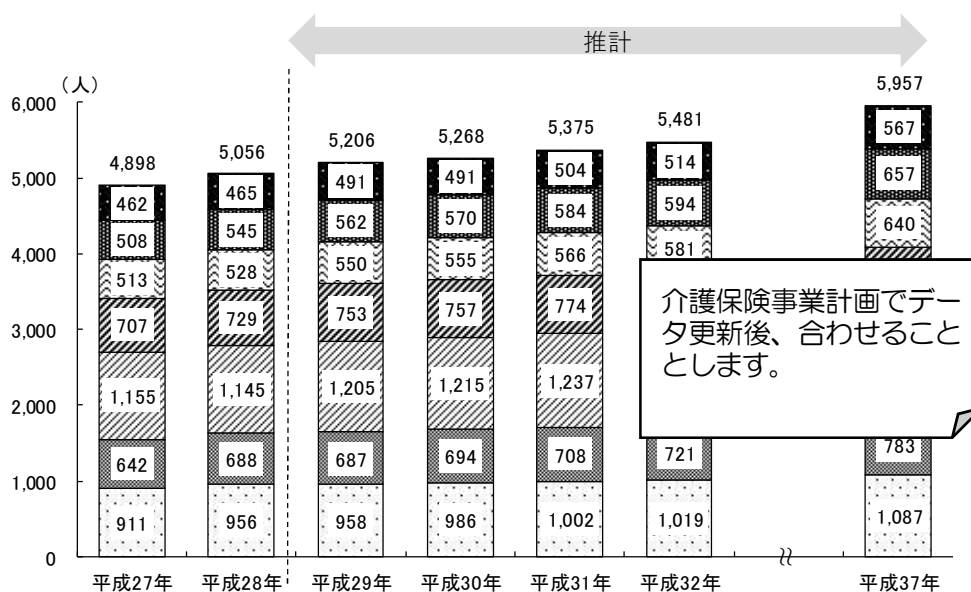
出典：国勢調査（各年）

③ 要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けた要介護認定者数は各年増加しています。

一方、高齢者が要介護認定を受けるまでの年齢を平均的に示す、東京都福祉保健局「平成27年 都内各区市町村の65歳健康寿命」による健康寿命算出結果をみると、男女ともに都の平均値を超えており、元気な高齢者も多い地域となっています。

図表8 要介護認定者数の推移



□ 要支援1 ■ 要支援2 ▨ 要介護1 ▩ 要介護2 ▪ 要介護3 ▫ 要介護4 ■ 要介護5

※第2号被保険者を含む。

資料：小金井市介護福祉課推計（各年10月1日現在）

図表9 65歳健康寿命と65歳平均障害期間

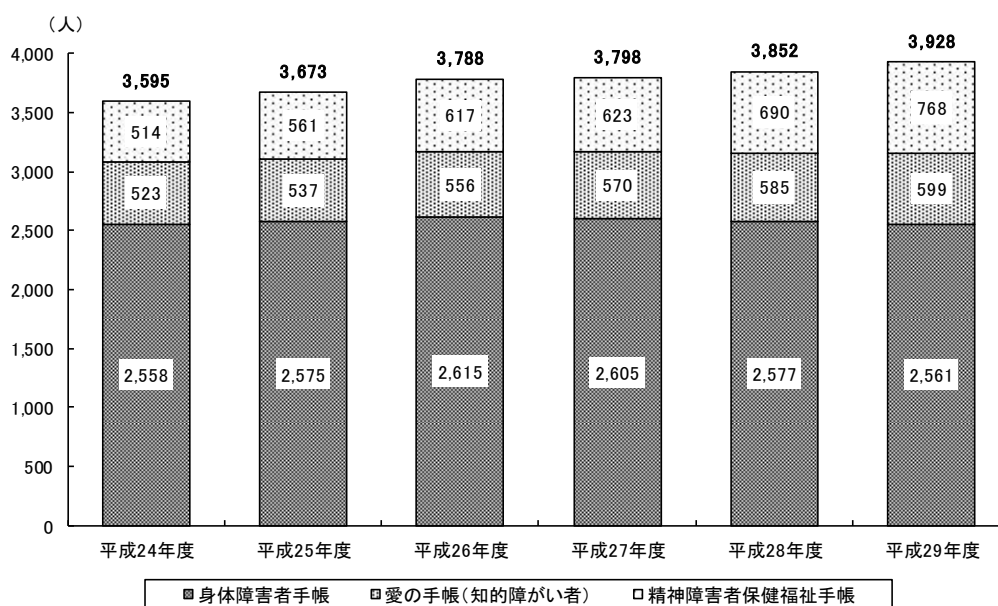
		男		女	
		65歳平均寿命	65歳平均障害期間	65歳平均寿命	65歳平均障害期間
東京都	要介護2	82.54歳	1.74年	85.62歳	3.63年
	要支援1	80.98歳	3.30年	82.48歳	6.77年
小金井市	要介護2	83.17歳	1.53年	86.33歳	3.39年
	要支援1	81.35歳	3.35年	82.48歳	7.25年

資料：東京都福祉保健局「平成27年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

(3) 障がいのある方

障がいのある方は増加傾向にあり、平成29年4月1日現在、各種障害者手帳の所持者数は合計で3,928人となっています。障がいの種類別に見ると、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しています。

図表10 各種障害者手帳の所持者数



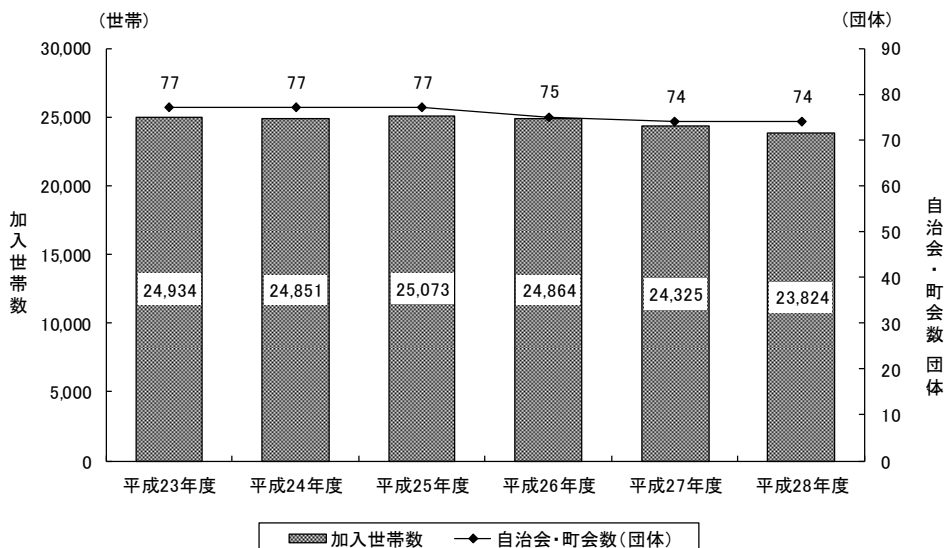
資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日現在)

(4) 地域活動

① 町会・自治会

町会・自治会数は微減しています。また加入世帯数も減少傾向となっています。

図表11 町会・自治会数

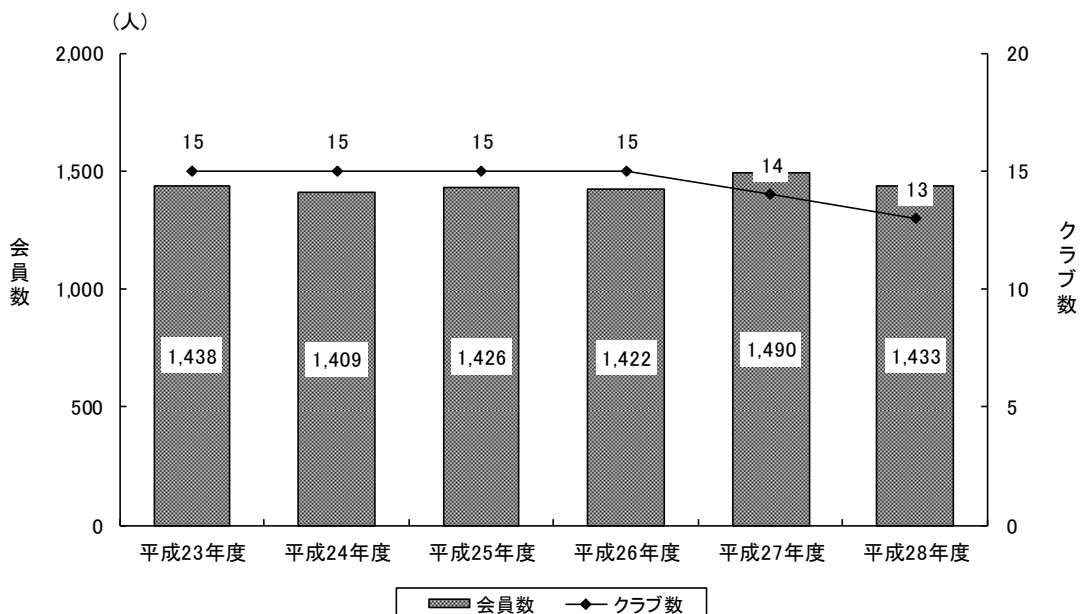


資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 老人クラブ

老人クラブ数は、平成26年度までは一定して15クラブでしたが、平成27年度以降減少しつつあります。会員数には増減がありますが、平成28年度は1,433人となっています。

図表12 老人クラブ数と会員数

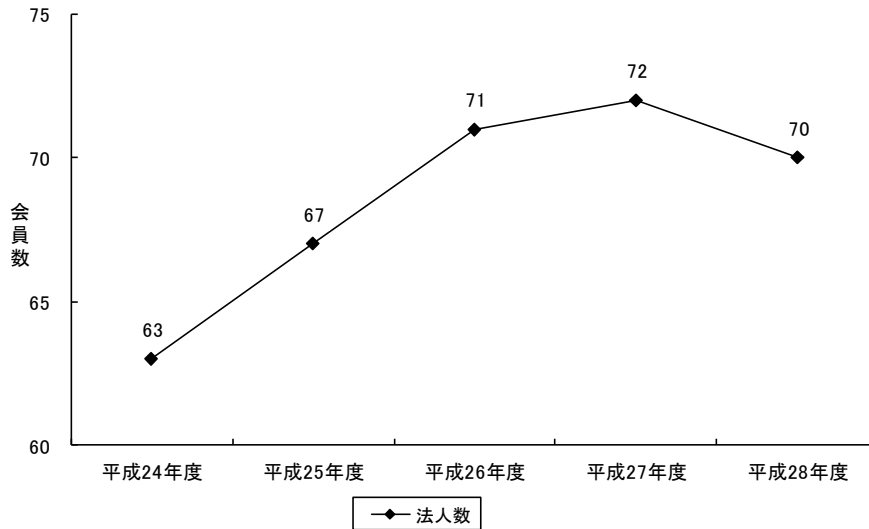


資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日現在)

③ NPO法人

NPO法人数は増減がありますが、平成24年からみると増加となっています。

図表13 小金井市内に事務所を置くNPO法人数



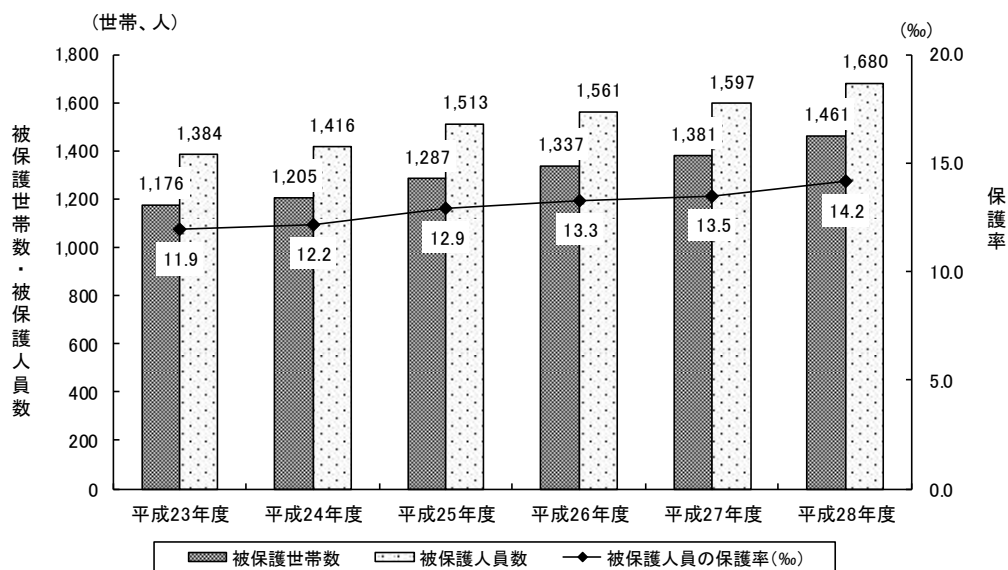
資料：東京都市町村自治調査会「多摩地域データブック」(各年)

(5) 市民生活

① 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数及び被保護人員数は増加しています。

図表14 被保険世帯数・人員数と被保護人員の保護率



資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

② 生活困窮者自立支援事業

平成27年から開始された生活困窮者自立支援事業の相談件数は、平成27年度は821件、平成28年度は1,476件と、1.8倍に増加しています。

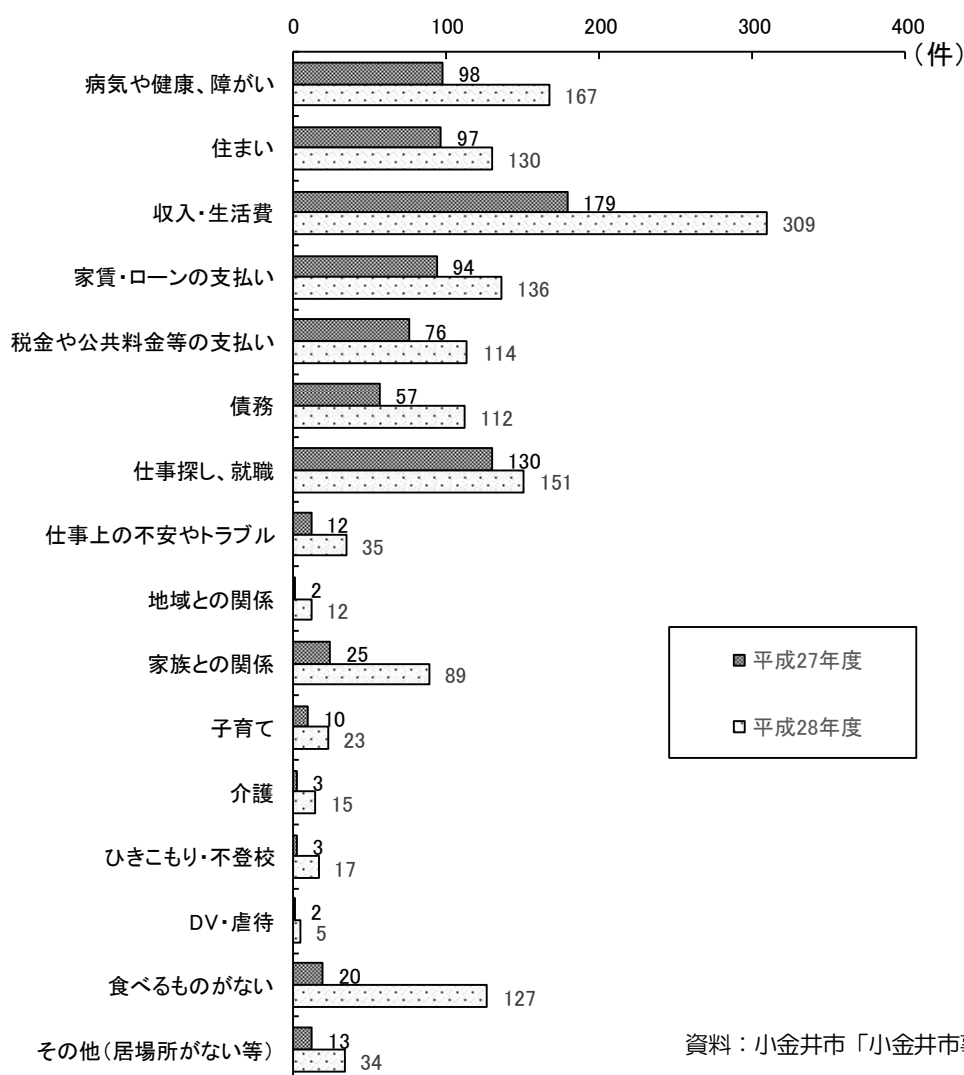
相談内容をみると、平成27年度、28年度とも「収入・生活費」が最も多く、次いで、平成27年度は「仕事探し、就職」、平成28年度は「病気や健康、障がい」が続いています。また、平成28年度は平成27年度に比べ、「家族との関係」は3.6倍、「食べるものがない」は6.4倍に増加しています。

図表15 生活困窮者自立支援相談事業の相談件数

年度	平成27年度	平成28年度
件数(合計)	821	1,476

資料：小金井市「小金井市事務報告書」

図表16 生活困窮者自立支援相談事業の相談件数と相談内容



資料：小金井市「小金井市事務報告書」

第2節 アンケート調査の結果（抜粋）

（1）地域生活の状況

① 近所づきあいの状況（一般市民調査）

「たまに挨拶や立ち話等をする程度」（48.4％）が最も割合が高く、5割近くになっています。次いで「ほとんど付き合いはない」（22.0％）で、2割の人が「付き合いはない」と回答しています。

性・年代別にみると、男性、女性ともに、年齢が高くなるほど「多くの人と親しく付き合っている」の割合が高く、年齢が低くなると「ほとんど付き合いはない」の割合が高くなる傾向にあります。また、女性-65歳以上で「多くの人と親しく付き合っている」（18.9％）となっており、性・年代別の回答の中で最も割合が高くなっています。

図表17 町内の人との付き合いの程度（全体、性・年代別）

		(%)					
		多くの人と親しく 付き合っている	特定の 人とは親し くしている	たまに挨拶や立 ち話等をする程 度である	ほとん ど付き 合 い は な い	無 回 答	
全体		N=605	9.3	19.7	48.4	22.0	0.7
性 ・ 年 代 別	男性-18～29歳	n=18	0.0	0.0	44.4	55.6	0.0
	男性-30～49歳	n=61	4.9	1.6	54.1	39.3	0.0
	男性-50～64歳	n=66	10.6	10.6	62.1	16.7	0.0
	男性-65歳以上	n=85	11.8	27.1	48.2	10.6	2.4
	女性-18～29歳	n=30	0.0	10.0	43.3	46.7	0.0
	女性-30～49歳	n=126	6.3	23.8	38.1	31.0	0.8
	女性-50～64歳	n=68	4.4	13.2	60.3	22.1	0.0
	女性-65歳以上	n=127	18.9	31.5	43.3	6.3	0.0

② 日常生活の中で不安や課題と感ずること（一般市民調査）

「健康に関すること」（42.0%）が最も割合が高く、次いで「災害時の備えに関すること」（30.6%）、「家族の介護に関すること」（25.1%）となっています。

年代別にみると、18～29歳では「仕事に関すること（失業問題も含む）」（38.8%）、30～49歳では「子育てに関すること」（31.2%）、50～64歳、65歳以上では「健康に関すること」（41.5%、62.1%）が最も割合が高くなっており、年代によって不安、課題と感ずることに差が生じています。

図表18 日常生活の中で感ずる不安や課題（全体、年代別：複数回答（3つまで））

		(%)							
		と家族の介護に関するこ	子育てに関すること	教育に関すること	仕事に関すること (失業問題等も含む)	経済的なこと	生きがいづくりや社会参加に関すること	生涯学習に関すること	
全体		N=605	25.1	11.9	8.8	15.7	22.5	9.9	2.8
年代別	18～29歳	n=49	12.2	10.2	8.2	38.8	32.7	10.2	0.0
	30～49歳	n=189	21.2	31.2	18.0	20.6	24.9	6.9	1.6
	50～64歳	n=135	33.3	3.7	7.4	17.0	23.0	15.6	1.5
	65歳以上	n=219	25.1	1.4	2.3	5.9	17.4	9.1	5.0

		健康に関すること	ごみの問題等、生活環境の保全に関すること	犯罪・治安に関すること	災害時の備えに関すること	その他	特にな	無回答
全体		42.0	16.7	18.3	30.6	1.7	11.9	1.8
年代別	18～29歳	20.4	8.2	24.5	24.5	2.0	20.4	0.0
	30～49歳	22.8	20.6	20.1	25.4	3.7	9.0	0.5
	50～64歳	41.5	18.5	20.0	31.9	0.0	12.6	1.5
	65歳以上	62.1	13.7	15.5	36.5	0.9	12.3	3.2

(2) 地域における課題

① 地域の中での問題点・不足していると思うもの（一般市民調査）

「緊急時の対応体制がわからない」（29.4％）が最も割合が高く、次いで「隣近所との交流が少ない」（26.0％）、「特に問題はない」（23.1％）となっています。

性別にみると、男性では「隣近所との交流が少ない」（30.4％）、女性では「緊急時の対応体制がわからない」（30.5％）が最も割合が高くなっています。

図表19 住んでいる地域にある問題点・不足していると思うもの（全体、性別：複数回答）

(%)

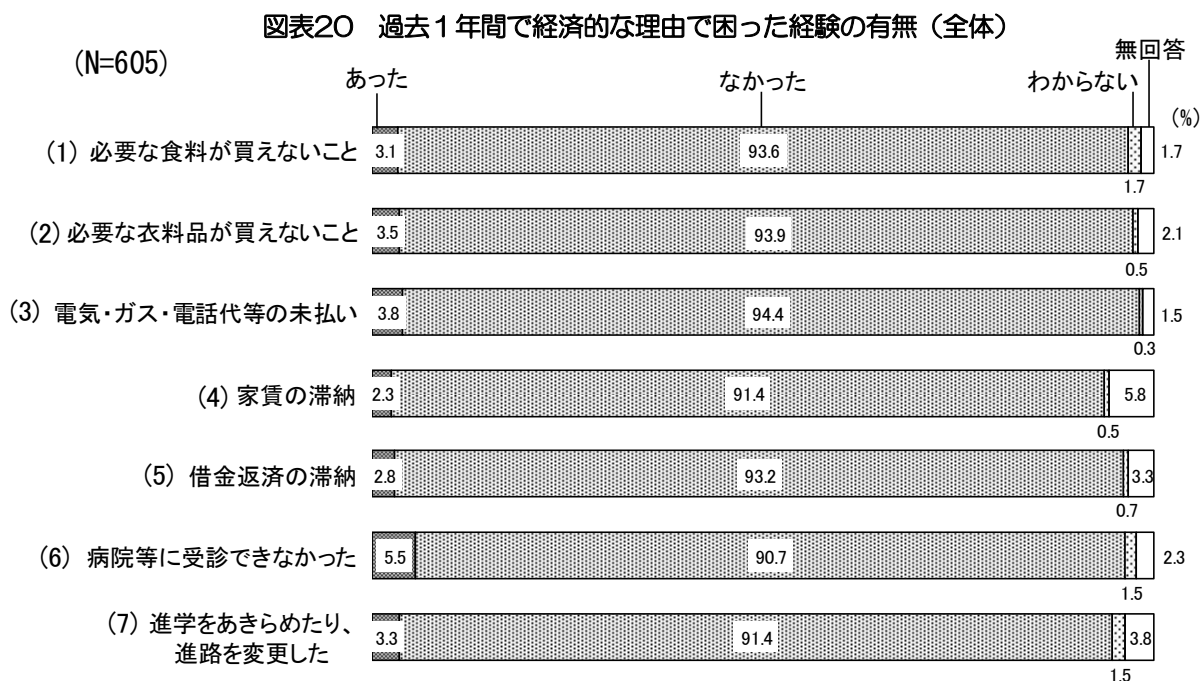
			多い	緊急時の対応体制がわからない	犯罪の増加	交通マナーの乱れ	道ばたのごみが増えた	地域での子どもの見守りがなされていない	子どもや高齢者、障がい者に対する虐待を見たり聞いたりする
全体		N=605	10.7	29.4	5.1	19.3	12.4	4.6	0.7
性別	男性	n=230	13.5	27.4	3.9	24.3	13.5	6.1	0.9
	女性	n=351	9.4	30.5	6.3	16.8	12.0	4.0	0.6

		隣近所との交流が少ない	世代間の交流が少ない	地域の活動が活発でない	地域の中で気軽に集まれる場が少ない	障がい者に対する理解が不足している	健康に対する意識が低い	特に問題はない
全体		26.0	17.5	13.1	19.7	4.3	3.6	23.1
性別	男性	30.4	21.7	19.1	19.1	6.1	3.9	21.7
	女性	23.6	15.1	8.5	19.9	3.4	3.4	23.9

② 経済的な困窮の有無（一般市民調査）

選択肢（１）から（７）までで、合わせて《経済的な困窮の経験があった》の回答が12.9%、《経済的な困窮の経験がなかった》の回答が86.0%となっています。

性・年代別にみると、男性-18～29歳で《経済的な困窮の経験があった》（38.9%）となっており、性・年代別の回答の中で最も割合が高くなっています。



図表21 過去1年間で経済的な理由で困った経験の有無（全体、性・年代別）

		り窮経 経済 経験 あ困	し窮経 経済 経験 な困	無 回 答	
全体		N=605	12.9	86.0	1.2
性・年代別	男性-18～29歳	n=18	38.9	61.1	0.0
	男性-30～49歳	n=61	21.3	78.7	0.0
	男性-50～64歳	n=66	7.6	90.9	1.5
	男性-65歳以上	n=85	11.8	87.1	1.2
	女性-18～29歳	n=30	6.7	93.3	0.0
	女性-30～49歳	n=126	15.1	84.9	0.0
	女性-50～64歳	n=68	7.4	91.2	1.5
	女性-65歳以上	n=127	10.2	88.2	1.6

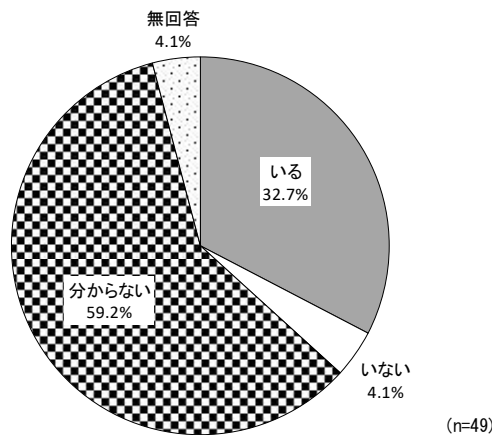
※ 《経済的困窮経験あり》：問16 7項目いずれかに「あった」と回答した人

※ 《経済的困窮経験なし》：問16 7項目全てに「なかった」または「わからない」と回答した人

③ 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（担い手調査）

支援が必要にもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が周囲に「いる」と答えた人は32.7%となっています。

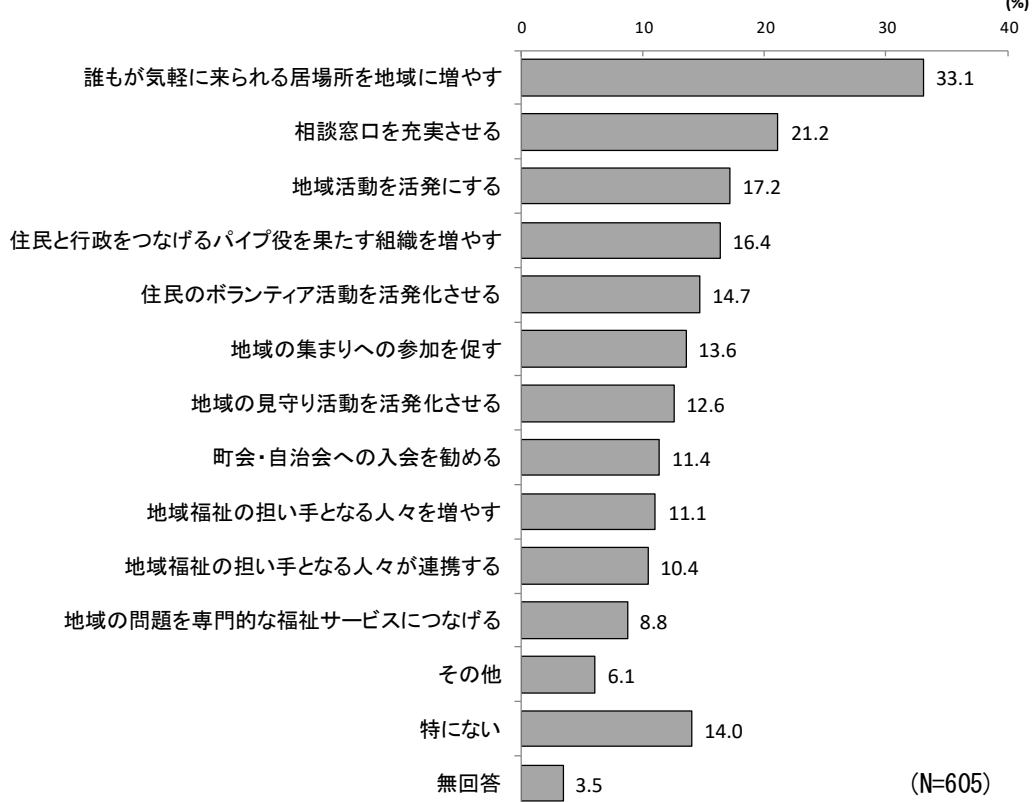
図表22 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（全体）



④ 地域の課題を解決するために必要な方策（一般市民調査）

「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」（33.1%）が最も割合が高く、次いで「相談窓口を充実させる」（21.2%）、「地域活動を活発にする」（17.2%）となっています。

図表23 地域の課題を解決するために必要な方策（全体：複数回答（3つまで））



⑤ 地域の課題を解決するために必要なこと（担い手調査）

「地域福祉の担い手となる人々を増やす」（44.9%）が最も割合が高く、次いで「誰もが気軽に来られる居場所を地域を増やす」（36.7%）、「地域福祉の担い手となる人々が連携する」（34.7%）、「地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる」（34.7%）となっています。

団体種別でみると、NPO法人では「地域福祉の担い手となる人々を増やす」、「地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる」が共に47.4%で最も割合が高く、任意団体では「住民のボランティア活動を活発化させる」（42.3%）が最も割合が高くなっています。

図表24 地域の課題を解決するために必要なこと（全体、団体種別：複数回答（3つまで））

		（%）						
		町内会・自治会への入会を勧める	地域の集まりへの参加を促す	地域活動を活発にする	住民のボランティア活動を活発化させる	地域の見守り活動を活発化させる	誰もが気軽に来られる居場所を地域を増やす	
全体		N=49	10.2	16.3	20.4	30.6	18.4	36.7
団体種別	NPO法人	n=19	0.0	15.8	26.3	21.1	36.8	31.6
	任意団体	n=26	19.2	19.2	19.2	42.3	3.8	38.5
	その他	n=4	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	50.0

		相談窓口を充実させる	地域福祉の担い手となる人々を増やす	地域福祉の担い手となる人々が連携する	地域の問題を専門的な福祉サービスにつなげる	住民と行政をつなげるパイプ役を果たす組織を増やす	その他	特にない	無回答
全体		30.6	44.9	34.7	34.7	18.4	4.1	2.0	2.0
団体種別	NPO法人	26.3	47.4	36.8	47.4	15.8	5.3	0.0	0.0
	任意団体	34.6	38.5	26.9	26.9	19.2	3.8	3.8	3.8
	その他	25.0	75.0	75.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0

(3) 地域活動・ボランティア活動

① 地域活動やボランティア活動等の参加状況（一般市民調査）

「現在、継続的に取り組んでいる」（8.6%）、「たまに、取り組むことがある」（9.8%）で、合わせて《取り組んでいる》と回答した人は18.4%となっています。一方、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」（18.7%）、「取り組んだことはない」（49.8%）で、合わせて《取り組んでいない》と回答した人が68.5%となっています。また、「取り組むことができない」（9.4%）となっています。

性・年代別にみると、男性、女性ともに年齢が高くなるほど「現在、継続的に取り組んでいる」の割合が高くなる傾向がみられます。男性-18～29歳、30～49歳では「取り組むことができない」の割合がそれぞれ22.2%、13.1%で、性・年代別の回答の中でも高くなっています。

図表25 地域活動やボランティア活動の参加状況（全体、性・年代別）

			現在、継続的に取り組んでいる	たまに、取り組むことがある	取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない	取り組んだことはない	取り組むことができない	無回答
全体		N=605	8.6	9.8	18.7	49.8	9.4	3.8
性・年代別	男性-18～29歳	n=18	0.0	5.6	22.2	44.4	22.2	5.6
	男性-30～49歳	n=61	1.6	9.8	9.8	65.6	13.1	0.0
	男性-50～64歳	n=66	10.6	3.0	24.2	51.5	9.1	1.5
	男性-65歳以上	n=85	11.8	5.9	18.8	50.6	7.1	5.9
	女性-18～29歳	n=30	0.0	13.3	13.3	66.7	6.7	0.0
	女性-30～49歳	n=126	8.7	11.9	16.7	47.6	12.7	2.4
	女性-50～64歳	n=68	4.4	14.7	26.5	47.1	1.5	5.9
	女性-65歳以上	n=127	13.4	10.2	18.9	43.3	9.4	4.7

② 活動・参加したいと思う条件（一般市民調査）

全体では、「気軽に参加できる」（49.8%）が最も多く、次いで「身近なところで活動できる」（34.7%）、「活動時間や曜日を選べる」（33.2%）の順です。

図表26 活動・参加しやすい条件（全体、性・年代別：複数回答）

			提活 供動 が情 あ報 るの	き緒友 るに人 参加と で一	きろ身 るで近 活なと 動とこ	る曜活 日動 を時 選間 べや	で気 軽に 参加	ダ者適 ーや切 がりな い指 導	が特 活技 かや せ知 る識
全	体	N=605	26.3	12.7	34.7	33.2	49.8	21.3	17.2
性・ 年代別	男性-18～29歳	n= 18	33.3	27.8	27.8	11.1	27.8	33.3	27.8
	男性-30～49歳	n= 61	31.1	8.2	26.2	32.8	50.8	9.8	19.7
	男性-50～64歳	n= 66	22.7	4.5	25.8	28.8	50.0	18.2	25.8
	男性-65歳以上	n= 85	24.7	5.9	40.0	18.8	44.7	21.2	10.6
	女性-18～29歳	n= 30	46.7	33.3	30.0	36.7	70.0	16.7	20.0
	女性-30～49歳	n=126	26.2	16.7	41.3	46.0	61.9	24.6	15.1
	女性-50～64歳	n= 68	38.2	7.4	48.5	48.5	55.9	35.3	22.1
	女性-65歳以上	n=127	17.3	12.6	30.7	28.3	38.6	19.7	11.0

			担身 が体 少的 ない負	担経 が済 少的 ない負	かや自 に経分 で験の きを知 る豊識	そ の 他	特 に ない	無 回 答
全	体	N=605	21.8	25.8	16.7	3.3	12.9	3.1
性・ 年代別	男性-18～29歳	n= 18	5.6	33.3	11.1	11.1	22.2	0.0
	男性-30～49歳	n= 61	16.4	21.3	14.8	3.3	14.8	0.0
	男性-50～64歳	n= 66	12.1	24.2	21.2	3.0	15.2	1.5
	男性-65歳以上	n= 85	31.8	20.0	21.2	2.4	17.6	4.7
	女性-18～29歳	n= 30	16.7	40.0	23.3	0.0	3.3	0.0
	女性-30～49歳	n=126	20.6	33.3	15.1	4.0	5.6	1.6
	女性-50～64歳	n= 68	25.0	33.8	17.6	1.5	11.8	4.4
	女性-65歳以上	n=127	27.6	18.1	12.6	4.7	15.7	6.3

③ 活動する上での課題（担い手調査）

「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」（63.3%）が最も割合が高く、次いで「職員、スタッフが高齢化してきている」（55.1%）、「活動場所や事務所の場所の確保が難しい」（49.0%）となっています。

団体種別でみると、NPO法人では「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」（78.9%）が最も割合が高く、任意団体では「職員、スタッフが高齢化してきている」（61.5%）となっています。

図表27 活動する上での課題（全体、団体種別：複数回答）

		(%)							
			活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない	活動の中心となるリーダーや後継者が育たない	職員、スタッフが高齢化してきている	同じ分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない	異なる分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない	多くの人が参加しやすい活動内容となっていない、活動の利用者・参加者が少ない	事業（活動）の内容を情報発信する機会が少ない、事業（活動）が知られていない
全体		N=49	63.3	42.9	55.1	2.0	4.1	6.1	12.2
団体種別	NPO法人	n=19	78.9	36.8	47.4	0.0	5.3	0.0	5.3
	任意団体	n=26	50.0	46.2	61.5	3.8	3.8	7.7	15.4
	その他	n=4	75.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	25.0

			活動資金が不足している、採算が合わない	活動場所や事務所の場所の確保が難しい	地域資源（人、団体、場所等）の情報が得にくい	活動に必要な情報や専門知識が不足している	組織運営がうまくいかない	その他	特になし
全体			32.7	49.0	8.2	8.2	6.1	8.2	2.0
団体種別	NPO法人		47.4	36.8	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3
	任意団体		23.1	57.7	11.5	7.7	3.8	11.5	0.0
	その他		25.0	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0

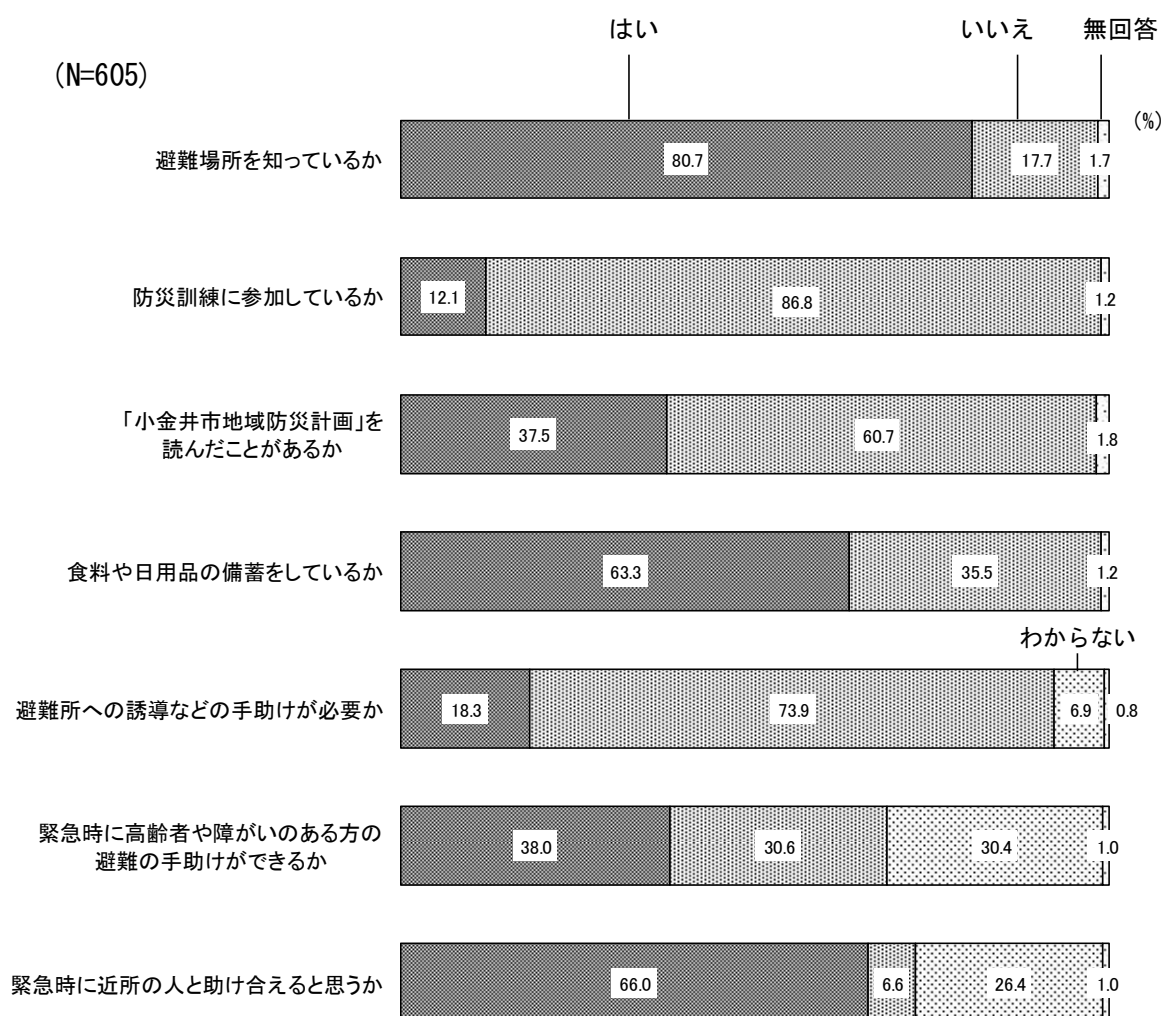
(4) 防災について

① 防災に対する考え（一般市民調査）

「はい」が50%を超えている項目は「避難場所を知っているか」、「食料や日用品の備蓄をしているか」、「緊急時に近所の人と助け合えると思うか」です。その中では「避難場所を知っているか」が最も「はい」の割合が高く、80.7%です。

一方、「防災訓練に参加しているか」では「はい」の割合が12.1%と低くなっています。

図表28 防災に関する考え（全体）



第3節 現計画の評価

(1) 地域における多様な交流や活動の推進

1-1 地域福祉の担い手の育成

平成21年より地域福祉ファシリテーター養成講座を実施しています。講座を修了した方が、それぞれの地域で住民の寄り合い所や、高齢者の食事会等を主催するなど、地域福祉の担い手を輩出しています。今後は、講座の修了生の活動を支援していくことも求められています。

保健福祉教育や市民に対する啓発活動は、実施回数に大きな増加はありませんでしたが、継続していくことが重要です。

1-2 多様な交流の推進

各課で実施している交流事業については、今後も継続し、参加者を増やしていくことが必要です。

福祉事業所や、社会福祉法人が運営する施設等において、地域住民への場の提供等が実施されています。地域福祉活動のひとつの核として、地域住民との交流を深められるよう、支援することが求められます。

1-3 各種地域福祉活動の推進

民生委員・児童委員の活動支援については、平成28年度の一斉改選で、経験の長い委員が多数退職したことから、新規に委員になった方への支援が重要となっています。民生委員・児童委員は、地域福祉の核として活躍していますが、全国的に高齢化が進み、なり手が減少しています。

町会・自治会においても、高齢化により役員等のなり手が減少しています。また、通勤等のため日中地域にいない世帯等も増えており、町会・自治会への加入世帯も減少傾向となっています。町会・自治会への加入案内等の強化や、参加しやすい活動の工夫等が求められます。

アンケート調査では、気軽に参加できる、身近なところで参加できるのであれば、地域活動やボランティアに参加したいという意向が見えます。参加のきっかけづくりや、場づくり、情報発信は引き続き継続し、参加の機運を高めることが必要です。

1-4 地域福祉活動を推進する体制づくり

社会福祉協議会内に設置されているボランティア・市民活動センターの利用件数は、上下はあるものの増加しています。

社会福祉協議会は、地域福祉に係る活動の基盤となることが期待されています。市と協働するとともに、互いの得意分野を生かした役割分担によって、地域福祉を推進していくことが求められます。

(2) 総合的な地域福祉の推進

2-1 地域生活を支援する福祉サービスの展開

ケアマネジメント体制、専門職の確保・質の向上、民間事業者の参入促進については、障がい者福祉、高齢者福祉の個別分野において取組が経年で実施されています。

2-2 権利擁護の推進

成年後見制度、福祉サービス苦情調整委員制度、福祉サービス第三者評価システムについては、継続して実施していくことが重要です。アンケート調査において、成年後見制度、福祉サービス苦情調整委員制度の認知度はあまり高くないため、さらに周知をはかることが求められます。

虐待防止・対応ネットワークづくりについては、障がい者福祉、高齢者福祉の個別分野においてそれぞれ取組が進められています。虐待の早期発見や対象者の包括的な支援のために、関係者のネットワークづくりとともに、地域での気づきを必要な支援につなげる仕組みづくりも求められます。

2-3 相談・情報提供体制の充実

民生委員・児童委員による高齢者の見守り活動が経年で実施されており、地域包括支援センターとの連携がはかられています。

障がい者福祉においては、複数の相談窓口間での連携が進められています。

高齢者福祉においては、地域包括支援センターが核となり、身近な相談窓口としての機能を果たしていますが、複合的な課題を抱える市民が増加し、相談内容も多様化しているため、より適切な人員の配置が求められます。

2-4 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

東京都福祉のまちづくり条例に基づき、対象建築物におけるバリアフリー化の指導を進めます。

2-5 安全・安心なまちづくりの推進

防犯灯、街路灯の設置については経年で進んでおり、電力削減を目標としたLED化も実施されています。

防犯パトロール活動や交通安全教育については、継続して実施していくことが重要です。

地域コミュニティを活用した防犯体制についても、関心を持ってもらえるテーマでの講習会を予定するなど、市民への情報発信を続けることが求められます。防災への関心を持ってもらった上で、「自助・共助」に基づく自主防災組織の育成を強化する必要があります。

(3) 生活困窮者等への自立支援の充実

3-1 暮らしの支援の充実

平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、社会福祉協議会内に自立相談サポートセンターが設置されました。

アンケート調査結果において、自立相談サポートセンターの認知度は高くありませんでしたが、支援プランの作成数は増えており、継続した支援につながっています。今後は自立相談サポートセンターの取組の周知を強化し、より包括的な支援を進めていくことが重要です。

第4節 小金井市の保健福祉を取り巻く課題

(1) 誰もが気軽に立ち寄れる居場所や、交流の場など、地域の人々が互いに知り合える機会が必要です

一般市民調査では、地域の問題点・不足しているものとして、隣近所との交流や世代間の交流を挙げる人が2～3割となっており、約2割の人が、地域の中で気軽に集まれる場が少ないと考えています。

また、地域の支え合いの仕組みづくりで必要だと思うことは、「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること」が4割弱で最も多く、特に男性65歳以上では5割弱と高くなっています。さらに、これからの小金井市の福祉で力を入れるべきこととして、「気軽に相談できる人や集まれる場所の整備等」が26.0%となっており、特にひとり暮らしの人では34.7%と高くなっています。

福祉の担い手調査では、これから力を入れていきたい活動として、「高齢者、障がい者、子ども等のふれあいの拠点づくり」が4割台、NPO法人では7割台と多くなっています。

様々な年代、立場の人が互いに知り合い、交流するようなイベントの開催や、居場所づくりなど、地域交流に取り組む必要があります。

(2) 地域活動等に取り組みやすくし、担い手を確保していく必要があります

一般市民調査では、地域活動やボランティア活動に参加している割合は2割未満と低くなっています。一方、福祉の担い手調査では、スタッフの高齢化や人材不足、後継者不足を課題として挙げている団体が多くなっています。また、地域の課題を解決するために必要な方策として、「地域福祉の担い手となる人々を増やす」ことが最も多くなっています。

地域活動を担う人材の確保・育成が必要とされており、各種講座の開催や活動情報の提供など、地域活動・ボランティア活動に取り組みやすい環境を整えていく必要があります。

(3) 福祉課題に総合的に対応する体制が必要とされています

福祉の担い手調査では、支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が地域にいるかどうかたずねたところ、約3割が「いる」と答えています。また、社会福祉協議会の活動で今後充実してほしいものとして、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が4割台と高くなっています。

複合的な課題や制度の狭間など、従来の縦割りの体制では対処できない福祉課題に対応するため、総合的な相談体制や、地域で困っている人を専門機関へとつなげたり、地域で支える仕組みを作るコーディネート機能が必要とされています。

(4) 地域における、災害等の緊急時の支え合い体制づくりが必要です

一般市民調査では、地域にある問題点・不足していると思うものでは、「緊急時の対応体制がわからない」が約3割で最も多くなっています。また、災害時についての不安や心配なことでは、自分自身及び同居の家族が一人で避難することが困難なことなどが挙げられており、緊急時の対応には、個人・地域のどちらにも不安や問題があると感じている人が多くなっています。

一方で、地域の防災訓練の参加率は1割台、避難行動要支援者名簿の認知度は1割未満と、地域の防災や緊急時対応への意識は低くなっています。

乳幼児や高齢者、障がいのある方など、地域に暮らす様々な人を交え、日ごろから地域での災害時対応を話し合い、災害時に地域住民同士で互いに支え合い、助け合えるような体制を、地域で検討し、構築する必要があります。

第5節 地域福祉を取り巻く国の動向

1 地域共生社会の実現

平成28年に厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が発足し、地域のあらゆる住民が支えあいながら、自分らしく活動できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働する「地域共生社会」の実現をめざすことが提示されました。

市においては、育児、介護、障がい、貧困などの複合化したニーズを的確にとらえ、分野別の相談支援体制と連動して対応する包括的・総合的な相談支援体制の確立が求められています。

2 生活困窮者自立支援法

生活保護にいたる前の段階の自立支援策の強化を目的として、平成27年より生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者自立支援制度が開始されました。

この制度は、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給等を通じて、それぞれに合った個別かつ包括的な支援を早期に実施することを目的として実施されるものです。市においても、平成27年度より自立生活相談サポートセンター内にて事業を実施しています。

3 災害時避難行動要支援者対策

平成25年に災害対策基本法が一部改正され、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が、各自治体に義務付けられました。今後も、避難行動支援に係る地域での共助の取組の強化が求められています。

第3章 計画の理念と目標

第1節 基本理念

小金井市保健福祉総合計画で掲げる基本理念「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」は、市の第4次基本構想・基本計画「小金井市しあわせプラン」における福祉・健康分野の施策の大綱です。「小金井市しあわせプラン」の計画期間は平成32年度までとなっているため、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

また、基本理念を補完する4つの理念についても、本計画において継承することとします。

誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち

●人間性の尊重

人は、全て生まれながらにして尊厳ある存在であり、その人権が最大限に尊重されるとともに、また、障がいのある人も、高齢者も子どももみんなが地域社会を支えている大事な一員であるというノーマライゼーションの理念を定着させます。

●自主・自立の確保

全ての市民が、自主的な自己の意志に基づき、その能力に応じた自立的な生活が保持されるとともに、自己実現を図ることによって、有意義な生涯を送れるよう努めます。

●参加・連帯と共生

公私が協働するとともに、市民がお互いにそれぞれの生活や考え方を大切にしながら、主体的に社会参加し、連帯と支え合いのもとに共に生きる地域社会を形成します。

●生活の質の向上

全ての市民が、平和のもとに健康で、安心感や豊かさ、生きがいやゆとりを感じとれるような「生活の質」の維持・向上を図ります。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

1 福祉のまちづくり

- ・障がいのある人、高齢者、乳幼児連れの人、外国人などを含めた全ての人が安全に利用できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むため、公共施設を始めとした、まちや情報のバリアフリーを進めます。
- ・災害時に要支援者を地域で支え合えあう仕組みづくりを進めます。
- ・全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、高齢者や障がいのある人とのふれあいを促進し、ともに学ぶ機会を設けていきます。
- ・病気や障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を守り、地域で暮らし続けられるよう、権利擁護事業の推進を図ります。
- ・福祉サービスに係る積極的な情報発信とサービスの質の適正化を図ります。

2 包括的支援体制の構築

- ・生活課題の多様化に合わせ、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO、関係機関など既存の地域資源の連携を進め、自助、共助、公助を柔軟に組み合わせて提供し、地域での生活を支える仕組みづくりを推進します。
- ・各分野で設置されている既存の相談窓口のネットワーク化や複数のサービスを合わせて一体的に提供できる福祉サービスの運用の弾力化を進めます。
- ・複合化した生活課題に対し、適切な支援が受けられるよう、コーディネート機能の強化を図ります。
- ・発見した生活課題や地域で受けた相談を適切な支援につなぐ総合的な相談支援体制を構築します。
- ・生活困窮者自立支援の強化を図り、保護開始前の段階での自立支援を進めます。

3 地域活動の活性化

- 若い世代や、元気な高齢者など、より多くの方が地域での活動に関心を持ち、積極的に関わりを持てるよう、地域活動参加のきっかけづくりを進めます。
- 多世代にわたる市民の活動を支え、情報基盤の提供、連携構築などの支援を行います。
- 社会福祉協議会、社会福祉法人などの福祉の関係団体等との連携を強化し、情報共有する仕組みづくりを進めます。

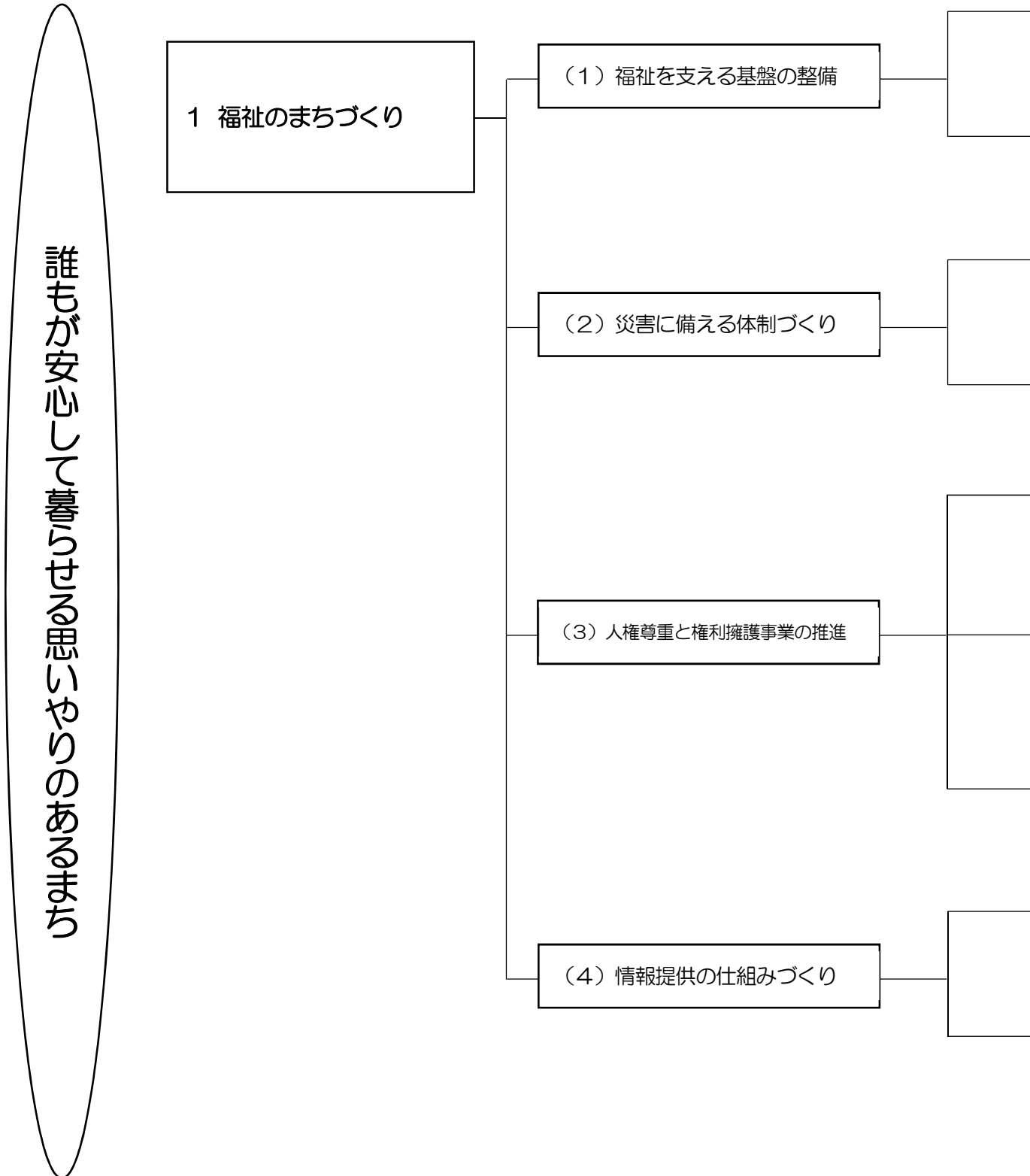
第4章 施策の展開

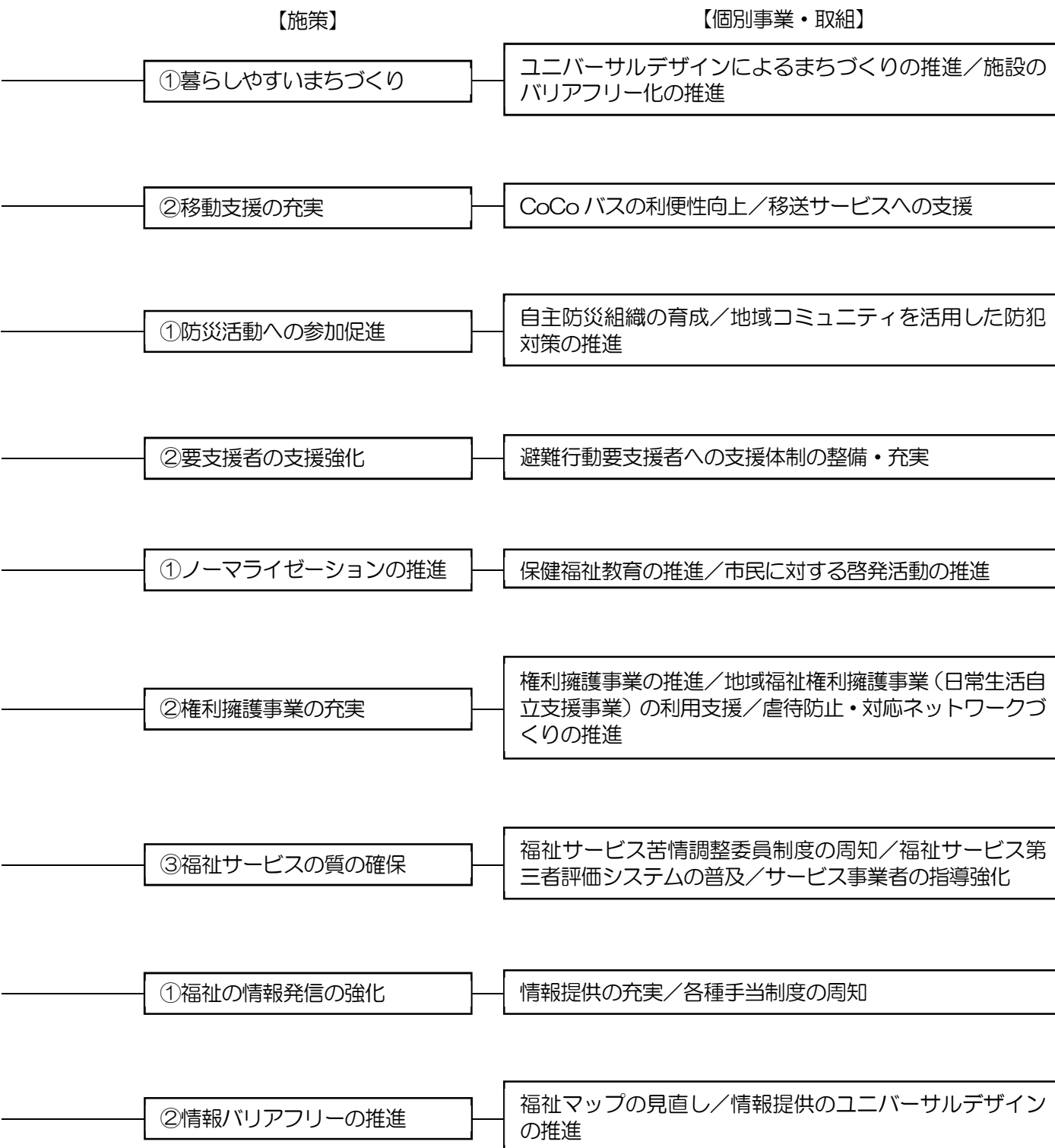
第1節 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】





【基本理念】

誰もが安心して暮らせるよう
暮らしを支える

【基本目標】

2 包括的支援体制の構築

【基本施策】

(1) 地域での課題解決の体制づくり

(2) セーフティネットの機能強化

3 地域活動の活性化

(1) 社会参加の促進

(2) 地域活動の支援と人材の育成

(3) 多様な地域資源との連携

【施策】	【個別事業・取組】
①地域での見守りの推進	民生委員・児童委員活動の支援／町会・自治会活動への支援／身近な相談体制の充実
②相談体制の構築	総合相談窓口の構築／相談支援体制の充実
①生活困窮者への支援強化	生活課題の把握と情報共有の仕組み強化／生活困窮者の自立支援の推進
②生活保障の推進	生活保護制度の適正な運用／路上生活者への自立支援
①地域活動への参加促進	ボランティア活動の普及や参加のきっかけづくり／多様な人材の地域活動への参加促進
②地域活動の拠点づくり	世代間交流の促進／多様な市民が交流できる場の構築
①地域福祉の担い手育成	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催／市民活動の資質向上
②専門人材の育成	福祉専門職の資質の向上／民間事業者等の参入促進／地域福祉推進事業の充実
①多様な主体との連携づくり	福祉サービス事業所の地域に開かれた取組の推進／社会福祉法人等との連携強化
②社会福祉協議会への支援と連携	ボランティア・市民活動センターの機能強化／社会福祉協議会との連携強化

第2節 施策の展開

基本目標1 福祉のまちづくり

基本施策1 福祉を支える基盤の整備

① 暮らしやすいまちづくり

事業名	施策内容	担当
1 ユニバーサルデザイン によるまちづくりの推 進	誰もが使う施設や道路、公園について、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。	関係各課
2 施設のバリアフリー化 の推進	関係機関や民間建築物等に対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など、当事者の意見をききながらバリアフリー化を働きかけます。 公共施設について、改修の際に利用しやすさに配慮したバリアフリー化を進めます。 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新規に建設される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。	関係各課

② 移動支援の充実

事業名	施策内容	担当
3 CoCoバスの利便性向 上	公共交通機関の利用が困難な地域や移動が困難な人の移動手段の確保のため、交通不便地域のCoCoバス路線の維持・存続と利便性向上に取り組めます。 交通状況の変化に応じ、市内ルートの見直し等、総合的な事業の改善を実施します。	交通対策課
4 移送サービスへの支援	日常生活において外出が困難な方の社会参加を支援するため、移送サービスを実施しているNPO等へ助成し、移送の安定的な供給に努めます。	自立生活支援課

基本施策2 災害に備える体制づくり

① 防災・防犯活動への参加促進

事業名	施策内容	担当
5 自主防災組織の育成	防災に関する情報提供や学習機会の充実により、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図ります。特に、子育て世代や子どもの参加を増やせるよう、防災訓練内容の見直しや周知方法の工夫を行います。 自主防災組織が結成されていない地域については、「自助・共助」の重要性を周知しつつ、自主防災組織の結成を促進します	地域安全課
6 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	市と小金井警察署、町会・自治会等の地域コミュニティ、各種防犯団体との連携を強化し、地域で起きた犯罪の情報共有を行うなど、個人や地域の防犯意識を高め、地域での防犯体制の整備を支援します。 市内で自主的に防犯パトロールを行っている団体について、防犯資機材を支給し、活動を支援します。	地域安全課

② 要支援者の支援強化

事業名	施策内容	担当
7 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等(以下「避難行動要支援者」といいます。)を把握するため、災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行います。 民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個人情報の保護に配慮しつつ、必要に応じて名簿を活用できるように整備します。加えて、地域の皆さんに「支援者」となっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備するモデル地区事業を進めていきます。 また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。	福祉保健部各課

基本施策3 人権尊重と権利擁護事業の推進

① ノーマライゼーションの推進

事業名	施策内容	担当
8 保健福祉教育の充実	学校教育の「総合的な学習の時間」での体験学習を通じて、高齢者や障がいのある人と触れ合い、支援が必要な方への理解を子どもの頃から深めます。 保健福祉教育を継続的に実施し、多様性を認め合う意識や、助け合いの意識の醸成を図ります。	指導室
9 市民に対する啓発活動の推進	保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人の人権に対する理解を深めます。 誰もが安心して社会参加できるよう、心のバリアフリーを推進し、ソーシャル・インクルージョンやノーマライゼーションの理念の周知を図ります。	関係各課

② 権利擁護事業の充実

事業名	施策内容	担当
10 権利擁護事業の推進	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守るため、権利擁護意識の醸成を図ります。 加えて、成年後見制度の周知に努めるとともに、小金井市権利擁護センター（ふくしネットこがねい）において、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。	地域福祉課 介護福祉課 自立生活支援課
11 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援	小金井市権利擁護センター（ふくしネットこがねい）において、判断能力に不安のある人の生活の安定を支えるため、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を、関係機関と連携しながら、継続して実施します。	地域福祉課
12 虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	ドメスティック・バイオレンスを含む、あらゆる暴力の防止に向け、暴力を未然に防ぐための意識啓発について発信するとともに、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。また、虐待をしてしまう擁護者等を含む家族全体に対する地域ぐるみの支援を推進します。	関係各課

③ 福祉サービスの質の確保

事業名	施策内容	担当
13 福祉サービス苦情調整 委員制度の周知	福祉サービス（介護保険サービスを含む。）に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的にして、福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）が2名設置されています。制度の周知に努めるとともに、福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）による職員を対象とした研修を実施し、接遇向上と「苦情ゼロ」をめざします。	地域福祉課
14 福祉サービス第三者評価システムの普及	福祉サービスの質の確保のため、福祉サービスの事業者に対し、第三者評価の受審への助成を行います。また、利用者が質の高い福祉サービスを選択できるよう、第三者評価の評価結果を公表し、情報提供を行います。	関係各課
15 サービス事業者の指導強化	福祉サービス事業者である市内の社会福祉法人等に対し、法令等を遵守した適切な運営がされているか、市の職員による指導検査を行います。	関係各課

基本施策4 情報提供の仕組みづくり

① 福祉の情報発信の強化

事業名	施策内容	担当
16 情報提供の充実	支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。 地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいように配慮します。	福祉保健部各課
17 各種手当制度の周知	各種手当制度の案内を定期的に市報等に掲載し、周知を図ります。市報や市ホームページを活用し、情報のすみやかな提供を行います。 また、福祉サービス事業者や民生委員・児童委員等との連携を通じて、情報発信を強化します。	福祉保健部各課

② 情報バリアフリーの推進

事業名	施策内容	担当
18 福祉マップの見直し	現計画29 公共施設を中心としたバリアフリー情報や交通情報等の周知を図るため、福祉マップの定期的な見直しを図ります。	関係各課
19 情報提供のユニバーサルデザインの推進	高齢者や障がいのある人、外国人など情報入手に困難がある人に対して、音声案内や市報の見やすいレイアウトの工夫、市ホームページの整備、職員による適切な窓口案内の促進など、多様な手段による情報提供を推進し、情報のアクセス確保に努めます。	関係各課

基本目標2 包括的支援体制の構築

基本施策1 地域での課題解決の体制づくり

① 地域での見守り推進

事業名	施策内容	担当
20 民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。	地域福祉課
21 町会・自治会活動への支援	地域活動の基盤となる町会・自治会の情報を市の窓口で案内し、新たな加入者増加に努めます。また、町会・自治会の活動の活性化に資するため、東京都が実施する支援事業等の情報提供を行います。	広報秘書課
22 身近な相談体制の充実	民生委員・児童委員をはじめとした地域に密着して活動する主体と行政との連携を強化し、地域での見守り機能を高めます。 また、町会・自治会、商店会、医療機関などと連携して見守り支援のネットワーク体制の充実を図ります。気軽な相談から、複合的な地域生活課題まで、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるよう、行政機関及び関係機関との相談体制を整備します。	関係各課

② 総合的な相談体制の構築

事業名	施策内容	担当
23【★新規事業】 福祉総合相談窓口の整備	年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす「福祉総合相談窓口」を導入します。	地域福祉課
24 相談支援体制の充実	地域包括支援センター等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活課題を把握し、専門的な支援機関や適切なサービスにつなぐため、相談機関相互の連携を強化し、迅速な対応が図れるよう体制を整備します。 複合的な地域生活課題については、関連する分野の関係機関や、民間のサービスも含む社会資源を活用した包括的な支援を実施します。	関係各課

基本施策2 セーフティネットの機能強化

① 生活困窮者への支援強化

事業名	施策内容	担当
25【★新規事業】 地域生活課題の把握と 情報共有の仕組み強化	生活困窮者の支援に関し、関係各課及び関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。	地域福祉課
26【★新規事業】 生活困窮者の自立支援 の推進	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築します。 家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。また、住宅確保給付金の給付、学習支援事業を実施します。	地域福祉課

② 生活保障の推進

事業名	施策内容	担当
27 生活保護制度の適正な 運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望の的確な把握に努め、自立助長へ向けた支援を強化します。	地域福祉課
28 路上生活者への自立支 援	年2回定期的に行っている路上生活者概数調査等を通じて路上生活者を把握し、関係機関とともに生活保護制度等の各種施策を活用して早期の自立支援を進めます。	地域福祉課

基本目標3 地域活動の活性化

基本施策1 社会参加の促進

① 地域活動への参加促進

事業名	施策内容	担当
29 ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加することができるよう、地域で活動するボランティア団体や既存の各種団体の情報提供を充実させます。 ボランティア体験学習を継続して実施し、地域福祉への関心の醸成と、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
30 多様な人材の地域活動への参加促進	ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。 また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。	関係各課 社会福祉協議会

② 地域活動の拠点づくり

事業名	施策内容	担当
31 世代間交流の促進	高齢者や障がいのある人の社会参加の場を広げるとともに、子どもにとって多様性の受容を深める機会を作るという視点から、高齢者や障がいのある人と子どものふれあいの場を提供します。	介護福祉課 自立生活支援課 指導室
32【★新規事業】 多様な市民が交流できる場の構築	年齢や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持った市民が参加できる活動の機会を作ります。 市内集会施設や公民館等の施設を活用し、地域福祉に関心を持つ市民や活動団体が情報交換や活動の連携を広げられる機会づくりを推進します。 平成33年度竣工予定の（仮称）新福祉会館では、あらゆる市民に向けた各種イベントや、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施します。	関係各課

基本施策2 地域活動の支援と人材の育成

① 地域福祉の担い手育成

事業名	施策内容	担当
33 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	小金井市、三鷹市、武蔵野市、当該3市社協及びルーテル学院大学と協働し、地域の新たな担い手として地域福祉ファシリテーターの養成に努めます。 講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や、活動の継続支援を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
34 市民活動の資質向上	ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り資質の向上に努めます。 市民活動団体の活性化につながる支援を進めるとともに、ボランティア団体や既存の各種団体が、地域における新たな見守り、支え合い活動の主体となれるよう、情報の提供や相談支援等を積極的に展開します。	地域福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

② 専門人材の育成

事業名	施策内容	担当
35 福祉専門職の資質の向上	専門職の資質向上を促進するため、障がい者福祉や介護福祉分野で働く方に向けた研修を実施します。また、国や都で実施する研修や講習会について、情報提供を行います。 介護福祉分野で働く方の研修等については、今後も研修、講習会の開催及び受講料を一部助成します。	自立生活支援課 介護福祉課
36 民間事業者等の参入促進	民間における優れた人材や技術を活用し、更なる福祉の充実を図る視点から、行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間活力の導入を検討します。 民間事業者やNPO法人との協定締結をめざし、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の充実に努めます。	自立生活支援課 介護福祉課
37 地域福祉推進事業の充実	市と協働して、高齢者や障がいのある人などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行っている法人に対し、市がその事業費の一部を補助します。	地域福祉課

基本施策3 多様な地域資源との連携

① 多様な主体との連携づくり

事業名	施策内容	担当
38 福祉サービス事業所の地域に開かれた取組の推進	福祉サービス事業所の会議室や敷地などの「場」を地域住民の交流の場として開放するなど、地域に密着した事業所としての公益的な取組が広まるよう支援します。	関係各課
39【★新規事業】 社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人が、地域で事業を実施するうちに気がついた、支援を必要とする事例や、相談等を集約し、関連機関と情報共有を図って、適切な支援につなげられる体制を整備します。	関係各課 社会福祉協議会

② 社会福祉協議会との連携強化

事業名	施策内容	担当
40 ボランティア・市民活動センターの機能強化	ボランティア活動やNPO法人等に関する情報の収集・公開や、活動先の紹介を充実させ、1人でも多くの市民が地域活動に関心を持って参加できるよう、ボランティア・市民活動センターの機能を整備します。 地域福祉に関する活動を始めたいと考える人の活動立ち上げを支援するとともに、既存の活動の継続支援や、行政や他団体との連携につながるよう、相談機能を高めます。 また、市と社会福祉協議会とで「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」を締結しており、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携を図ります。	関係各課 社会福祉協議会
41 社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は地域において地域福祉を推進する中核となる組織です。社会福祉協議会において、地域生活課題の把握と解決に向けた取組や、多様な市民や活動団体の情報集約や連携の基盤が整備されるよう、更なる連携と活動内容の周知を進めます。 また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、社会福祉協議会の基盤強化を図ります。	地域福祉課

第5章 計画の推進

小金井市保健福祉総合計画策定委員会は、平成28年度、29年度の2か年をかけ、市の保健福祉に係る共通の視点やめざすべき方向性等について検討を重ねました。

計画策定後は、公募市民を含めた外部の評価機関を設置し、計画の取組状況の評価を行います。

本計画の推進に当たり、全庁的な体制を改めて整備し、本計画の着実な実施と、進行管理を行います。また、事業の進捗状況について、毎年度、計画の評価を行います。

進捗状況及び評価結果については、市ホームページで公表し、本計画に掲げる基本目標や施策についての周知を図ります。

図表29 計画の推進・評価体制

